

“しょうちいき つうしん”

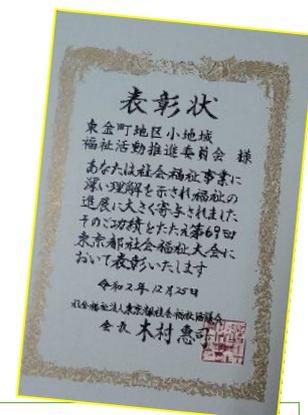


編集発行／葛飾区社会福祉協議会 小地域福祉活動推進課

東金町地区小地域福祉活動推進委員会

第69回 東京都社会福祉大会 優良福祉地区

として表彰されました



11年にわたり活動を展開・継続しています

東金町地区小地域福祉活動推進委員会の取り組み

▼ 構成員

- ・東金町自治町会連合会
- ・東金町地区民生児童委員
- ・青少年育成東金町地区委員会 会長・役員
- ・高齢者総合相談センター
- ・水元保健センター

▼ 委員数

- ・24名



▼ 開始年度

- ・平成20年7月～



平成20年12月

講演会の様子です

▼ 活動内容

- ①・健康サロン
 - ・いきいき安心健康フェア
 - ※現在は休止中です。
- ②・朝のラジオ体操の集い



昨年度の健康サロン



▼ 第69回東京都社会福祉大会

- ・東京の社会福祉の発展に功績のあった社会福祉関係者を表彰し、感謝の意を表する大会です。
- ・優れた活動内容を紹介することにより、福祉活動の普及・推進を行い、誰もが安心して暮らせる社会の実現を図ります。
- ・表彰式典は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、中止となりました。

もくじ

- ・お知らせ 地域住民福祉活動情報交換会（延期） …P2
- ・各地区小地域福祉活動の活動報告 …P2
- ・社会福祉法改正と重層的支援体制整備 …P6

「地域住民福祉活動情報交換会」延期のお知らせ

“しょうちいきつうしん12月号”でお知らせをしておりました、3月5日開催予定の「地域住民情報交換会」について、**新型コロナウイルス感染拡大防止**のため**延期**することといたしました。

日程調整等をしていただいていた皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり申し訳ございません。何卒、ご理解の程よろしく願いいたします。

延期後の日程は、改めてご案内いたします。



各地区小地域福祉活動の活動報告(12月~1月)

[敬称略]

今回は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、活動を再開・継続している地区の報告をします。

(感染症対策としてマスクの着用・検温・消毒・換気などを徹底し実施しています。)

奥戸地区

★笑顔で会いましょう

内 容：体操など

日 時：毎週木曜日

午後1時30分~2時30分

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため

第1週・2週のみ開催

会 場：東奥戸集い交流館

参加者：10~15名



参加者のお一人が“クリスマスプレゼント”として皆さんに作ってきてくださいました!

★ゆずの会

内 容：脳トレなど

日 時：毎週月曜日

午後1時30分~3時

会 場：西奥戸憩い交流館

参加者：10~15名



保健センターの栄養士さんから“健康と食事”についてのお話を聞きました

塗り絵の様子



各地区小地域福祉活動の活動報告(12月~1月)

〔敬称略〕

金町地区

★サロン「お茶のみ会」

内 容： 地域の方が気軽に立ち寄れる「サロン」
※創作内容は毎月変更

日 時： 毎月第2水曜日 正午~午後2時

会 場： 金町地区センター 2階ロビー

講 師： 金町地区小地域福祉活動推進委員会

参加者： 10~20名

※1月・2月は休止しています。



12月はリース作り

四つ木地区

相談内容に応じて
関係機関につないでいます。

★困りごと相談

内 容： 四つ木地区にお住まいの高齢者とそのご家族を
対象に困りごと相談を受け付け(予約不要)

日 時： 毎月第2水曜日 午後1時~3時

会 場： 四つ木地区センター 2階小会議室



東金町地区

★朝のラジオ体操の集い

内 容： ラジオ体操

日 時： 毎月第2・4日曜日
午前8時~8時30分

会 場： 区立わかば公園

参加者： 30名



子どもから高齢者まで
さまざまな世代の方が参加しています!

各地区小地域福祉活動の活動報告(12月~1月)

[敬称略]

亀有地区

★亀有花風船の会 第3回研修会

内 容： 寄せ植え研修会

日 時： 12月7日(月) 午後2時~3時

会 場： 亀有地区センター

講 師： 近藤 文子さん(花と緑のコーディネーター)

参加費： 1,000円

参加者： 44名



★亀有花風船の会 第23回イベント

内 容： 花苗の植え付け

フラワーメリーゴーランド 切り戻し

日 時： 12月12日(土)

午前9時~10時

会 場： 亀有駅北口・南口花壇

参加者： 29名



地域の活動を
紹介します

11月29日(日)

新潟県五泉市との包括協定
のもと行っています!

矢切の渡し「柴又チューリップいっぱい2020」

(植栽)



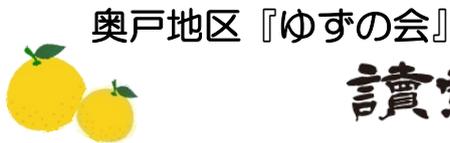
柴又チューリップいっぱい2020とは…?

- 目的：
 - ・人と人との絆を強め、連携・協力、お互いのできることを提供し、支えあって活動する
 - ・葛飾区の恵まれた江戸川の自然環境への感謝
 - ・チューリップの植栽を通じた近隣小学校、地域住民、ボランティア等の地域交流
 - ・自然環境活動を目的とした啓発、普及活動

- 開催者：「葛飾の川をきれいにする会」と「葛飾区環境課」の共催



葛飾区内の団体・グループや
小学校・保育園が参加しています!



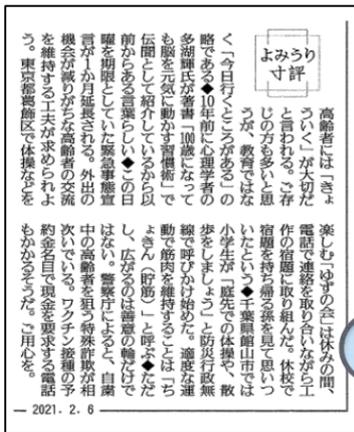
奥戸地区『ゆずの会』

読売新聞 夕刊で紹介されました！



奥戸地区でサロン活動を行っている『ゆずの会』の活動が、読売新聞（2月6日夕刊一面）で紹介されました。

よみうり寸評の記事では、高齢者には「きょういく（今日行くところがある）」が大切であると記載されています。緊急事態宣言が延長される中でも、高齢者の交流を維持している活動として、『ゆずの会』と千葉県館山市の活動が紹介されています。



<p>きょうよう 今日、する用事がある</p>	<p>外出の機会が減る、趣味がないなどの「社会的に孤立している状態」と「健康」は大きく関係しています。</p>
<p>きょういく 今日、行くところがある</p>	<p>「きょうよう・きょういく」という地域の活動やイベントがあることは、「ちょきん」された筋力を使って外出する機会にもつながります。</p>
<p>ちょきん 筋力を貯めること</p>	

体操などを楽しむ「ゆずの会」は休みの間、電話で連絡を取り合いながら工作のしゅくだいに取り組んだ。休校で宿題を持ち帰る孫を見て思いついたという。

・公益財団法人長寿科学振興財団

健康長寿ネット「健康長寿と生きがい」

・健康的な老後に向けて大事な3つの「きょうよう・きょういく・ちょきん」とは？ 参照



アンケート調査へのご協力をお願いします



日頃から、小地域福祉活動の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

平成30年度から小地域福祉活動情報紙“しょうちいきつうしん”を発行して3年目を迎えます。そこで、皆さまから“しょうちいきつうしん”に関するご意見やご要望、感想などを聞かせていただきたいと思います。

皆さまからのご意見等を活かし、“しょうちいきつうしん”が各地区の小地域福祉活動により役立つよう内容の充実を図りたいと思います。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

アンケート用紙を同封しておりますので、ご記入後にFAXにて葛飾区社会福祉協議会までお送りください。

ご不明点等ございましたら、大変お手数ですが下記問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

葛飾区社会福祉協議会 小地域福祉活動推進課 担当：早川

TEL：5698-2435 FAX：5698-2513



アンケート用紙を同封しています！



社会福祉法改正と重層的支援体制整備事業・・・？

令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。（令和2年6月5日可決）また、新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。今回は、「社会福祉法改正」と「重層的支援体制整備事業」についてお伝えします！

改正の趣旨

- ・地域共生社会の実現を図るため
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する体制を整備する など

個人や世帯の抱えるリスク

複雑化・複合化・多様化・孤立など



福祉制度が対象者別

例えば…

- ・8050世帯 ・ひきこもり ・自殺
- ・ダブルケア ・ごみ屋敷 ・認知症 など

日本社会の現状と変化

血縁・地縁等の脆弱化



地域での担い手不足

- ・地域でのつながりが弱い
- ・家族機能の低下（未婚化）
- ・人口減少 ・高齢化 など



対応するために・・・！

～助け合いながら暮らすことのできるまちづくり～

“地域共生社会”

登場

居場所

出番

つながり

生きがい

などをつくっていく必要がある！



制度の「縦割り」を超え**一体的に実施**！

重層的支援体制整備事業

つながりができることで課題の早期発見に！

地域住民の複雑化・複合化した支援を必要とするニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ～Ⅲを一体的に実施します。

Ⅲ. 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係を育む（仲間づくり）
住民同士が出会い・参加することのできる場や居場所の確保
新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化する

Ⅰ. 相談支援

個人や世帯の属性に関わらず受け止める
相談支援の体制

Ⅱ. 参加支援

多様な社会参加に向けた支援
例えば、生活困窮者向けの就労体験に、困窮状態にない引きこもりの方を受け入れる

重層的支援体制事業は、実施を希望する区市町村の手上げ方式による任意事業とされ、令和3年4月より施行されます。